

「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約」に係る統合条文

この文書は、日本国及びオランダによって2017年6月7日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下「B E P S防止措置実施条約」という。）によって修正される、2010年8月25日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約」（以下「条約」という。）の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国によって2018年9月26日に、及びオランダによって2019年3月29日に寄託者（経済協力開発機構事務総長）にそれぞれ提出された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、条約に対するB E P S防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。条約及びB E P S防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

条約の規定について適用されるB E P S防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、条約の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、B E P S防止措置実施条約において用いられる語句が条約において用いられる語句に適合するようにするため、B E P S防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている（例えば、「対象租税協定」が「条約」に、「当事国」が「締約国」に変更されている）。同様に、B E P S防止措置実施条約の規定のうち条約の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号又は文言に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、B E P S防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

条約の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、B E P S防止措置実施条約の規定によって修正される条約の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

BEPS防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

BEPS防止措置実施条約は、日本国について2019年1月1日に、オランダについて2019年7月1日に効力を生じ、次のとおり適用される。

- (a) BEPS防止措置実施条約の規定は、条約の各締約国において、次のものについて適用される。
 - (i) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2020年1月1日以後に生ずる課税事象
 - (ii) 当該締約国によって課されるその他の全ての租税については、2020年1月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税
- (b) (a)にかかわらず、BEPS防止措置実施条約第十六条（相互協議手続）の規定は、条約につき、2019年7月1日以後に一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案（BEPS防止措置実施条約によって修正される前の条約の規定に基づき、2019年7月1日において申立てをすることが認められなかったものを除く。）に関し、当該事案が関連する課税期間を考慮することなく、適用される。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国とオランダ王国との間の条約

日本国及びオランダ王国は、

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六条 3 に規定する段落は、条約の前文に加わる。

第六条 対象租税協定の目的

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

~~所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六条 1 に規定する段落は、「所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、」に言及する条約の前文の文言に代わる。

第六条 対象租税協定の目的

条約の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁(あさ)りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条 対象となる租税

- 1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。
- 2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税及び企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。
- 3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。
 - (a) 日本国については、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税（以下「日本国の租税」という。）
 - (b) オランダについては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 賃金税
 - (iii) 法人税（鉱業法に従って天然資源の開発の純利得のうち政府への割当てが課される部分を含む。）
 - (iv) 配当税（以下「オランダの租税」という。）
- 4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条 一般的定義

- 1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
 - (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。
 - (b) 「オランダ」とは、オランダ王国のうちヨーロッパに位置する部分（領海及びその領海の外側に位置する区域であって、オランダが国際法に基づき管轄権又は主権的権利を行使する区域を含む。）をいう。

- (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオランダをいう。
 - (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はオランダの租税をいう。
 - (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
 - (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
 - (g) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
 - (h) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
 - (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
 - (j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
 - (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
 - (ii) オランダについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
 - (k) 「国民」とは、次の者をいう。
 - (i) 日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体
 - (ii) オランダについては、オランダの国籍を有する全ての個人及びオランダにおいて施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体
 - (l) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。
 - (m) 「年金基金」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす者をいう。
 - (i) 一方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されること。
 - (ii) 主として、老齢年金、障害年金若しくは遺族年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営されること。
 - (iii) (ii)に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。
- 2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定

義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次のものを含む。

(a) 当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体

(b) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される年金基金

(c) 当該一方の締約国において、主として宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために設立され、かつ、運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

ただし、一方の締約国の居住者には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害關係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の

国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

~~3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第四条1（同条3(e)の規定による修正の後のもの）の規定は、条約第四条3の規定に代わる。

第四条 双方居住者に該当する団体

1 条約第四条1の規定によって両締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意によって、条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

4 この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。

5 この条約の適用上、

(a) 一方の締約国内から取得される所得であって、

(i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限

る。)が与えられる。

(b) 一方の締約国内から取得される所得であって、

- (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
- (ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該団体が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、この条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、この条約の特典（当該他方の締約国の居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

(c) 一方の締約国内から取得される所得であって、

- (i) 両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
- (ii) 他方の締約国及び当該団体が組織された国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。ただし、当該団体が組織された国が当該一方の締約国と租税に係る実効的な情報の交換に関する規定を有する条約を締結している場合に限る。

(d) 一方の締約国内から取得される所得であって、

- (i) 両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
- (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、この条約の特典は与えられない。

(e) 一方の締約国内から取得される所得であって、

- (i) 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
- (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、この条約の特典は与えられない。

第五条 恒久的施設

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。
- ~~4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。~~
 - ~~(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。~~
 - ~~(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。~~
 - ~~(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。~~
 - ~~(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。~~
 - ~~(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。~~
 - ~~(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十三条2の規定は、条約第五条4の規定に代わる。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位
の人為的な回避

- 2 条約第五条の規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動（次の(c)の規定に該当する場合には、次の(c)に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体）が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- (a) (i) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
 - (ii) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
 - (iii) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
 - (iv) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (b) 企業のために(a)に規定する活動以外の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (c) (a)及び(b)に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十三条4の規定は、条約について適用される。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位
の人為的な回避

- 4 条約第五条4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。
- (a) 条約第五条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。
 - (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の

組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

- 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。
- 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行っているという理由のみによっては、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。
- 7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十五条1の規定は、条約について適用される。

第十五条 企業と密接に関連する者の定義

- 1 条約第五条の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者がその者及びその企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第六条 不動産所得

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であって、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用であって当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。
- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の

当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

- 5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1 から 5 までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条 海上運送及び航空運送

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する場合において、オランダの企業であるときは日本国の事業税、日本国の企業であるときは日本国の事業税に類似する税でオランダにおいて今後課されることのあるものを免除される。
- 3 1 及び 2 の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

- 1 次の (a) 又は (b) の規定に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。
 - (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

~~2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間で設けられた条件が独立の企業の間で設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十七条1の規定は、条約第九条2の規定に代わる。

第十七条 対応的調整

1 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間で設けられた条件が独立の企業の間で設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- 2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。
 - (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日とその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント
 - (b) その他の全ての場合には、当該配当の額の十パーセント
- 3 2の規定にかかわらず、配当に対しては、当該配当の受益者が一方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。
 - (a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日とその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人
 - (b) 年金基金（当該配当が、当該年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない場合に限る。）
- 4 2及び3の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 5 2(a)及び3(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。
- 6 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及び当該分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。
- 7 1から3まで及び10の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当

の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。) に対し、いかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

9 一方の締約国の居住者が優先株式その他これに類する持分（以下この9において「優先株式等」という。）に関して他方の締約国の居住者から配当の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該配当の支払の基因となる優先株式等と同等の当該一方の締約国の居住者の優先株式等を有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行を受け、又はこれを所有することはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国の居住者が支払う配当に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

10 1、2及び8の規定にかかわらず、資本が株式として分割される法人であり、かつ、一方の締約国の法令の下において当該一方の締約国の居住者とされるものが他方の締約国の居住者である個人に支払う配当に対しては、当該個人（当該個人の配偶者並びに当該個人及び当該配偶者の直系の血族又は姻族である者を含む。）が当該法人の特定の種類の株式の五パーセント以上を直接又は間接に所有している場合には、当該一方の締約国の法令に従って当該一方の締約国において租税を課することができる。この10の規定は、当該配当の支払を受ける当該個人が、当該配当が支払われる年に先立つ十年の間のいずれかの時点又はその全ての期間において当該一方の締約国の居住者であり、かつ、当該個人が当該他方の締約国の居住者になった時において当該法人に係る株式の所有に関する前記の要件を満たす場合に限り、当該一方の締約国の法令の下において当該株式の所有及び当該個人の移住に関連して認定される租税の額のうちいまだ納付されていない部分を限度として、適用する。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、

当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する機関である場合
 - (b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であって、当該利子が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合
 - (c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者である場合
 - (i) 銀行
 - (ii) 保険会社
 - (iii) 証券会社
 - (iv) (i)から(iii)までに掲げるもの以外の企業で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が当該企業と第九条1(a)又は(b)に規定する関係を有しない者に対する信用に係る債権から成るもの
 - (d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である年金基金であって、当該利子が、当該年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない場合
 - (e) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であって、当該利子が、当該他方の締約国の居住者により行われる信用供与による設備、物品の販売又は役務の提供の結果として生ずる債権に関して支払われる場合
- 4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配の受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

- 5 1 から 3 までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（いずれかの締約国の居住者であるか否かを問わない。）が、いずれかの締約国又は両締約国以外の国に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、次に定めるところによる。
- (a) 当該恒久的施設が一方の締約国内にある場合には、当該利子は、当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- (b) 当該恒久的施設が両締約国以外の国にある場合には、当該利子は、いずれの締約国内においても生じなかったものとされる。
- 7 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。
- 8 一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国内において生じた利子の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権を取得することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。
- (a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。
- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

第十二条 使用料

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である

使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- 2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。
- 3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 4 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。
- 5 一方の締約国の居住者が権利又は財産の使用に関して他方の締約国内において生じた使用料の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産の使用に関して当該一方の締約国の居住者から使用料の支払を受けなかったならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産の使用に関して当該他方の締約国の居住者から使用料の支払を受けることはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該使用料の受益者とはされない。
 - (a) 当該他方の締約国内において生ずる使用料に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。
 - (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

第十三条 譲渡収益

- 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方

の締約国において租税を課することができる。

- 2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は組合若しくは信託財産の持分の譲渡によって取得する収益に対しては、当該法人、組合又は信託財産の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該譲渡に係る株式又は持分と同じ種類の株式又は持分（以下「同種の株式等」という。）が第二十一条 8 (c) に規定する公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

(注) 次の B E P S 防止措置実施条約第九条 1 の規定は、条約について適用される。

第九条 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益

1 条約第十三条 2 の規定は、

- (a) 当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において同条 2 に規定する割合の基準値を満たす場合に適用する。
(b) 同条 2 の規定の適用を受けている株式又は権利に加えて、同条 2 の規定の適用を受けていない株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）について、適用する。

- 3 (a) 次の (i) 及び (ii) の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が (ii) に規定する株式を譲渡（(i) の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。）することによって取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国（日本国については、預金保険機構を含む。以下この 3 において同じ。）が、金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する当該他方の締約国の法令に従って、当該他方の締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合

(ii) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合

- (b) (a) の規定は、当該一方の締約国の居住者が、当該金融機関の株式を当該他方の締約国から、この条約の効力発生前に取得した場合又はこ

の条約の効力発生前に締結された拘束力のある契約に基づいて取得した場合には、適用しない。

- 4 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 5 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって当該居住者が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。
- 7 6の規定にかかわらず、資本が株式として分割される法人であり、かつ、一方の締約国の法令の下において当該一方の締約国の居住者とされるものの株式、受益株式若しくは信用に係る債権の譲渡又は当該株式、受益株式若しくは信用に係る債権に附属する権利の一部の譲渡から生ずる収益で他方の締約国の居住者である個人が取得するものに対しては、当該個人（当該個人の配偶者並びに当該個人及び当該配偶者の直系の血族又は姻族である者を含む。）が当該法人の特定の種類の株式の五パーセント以上を直接又は間接に所有している場合には、当該一方の締約国の法令及びその解釈（「譲渡」の解釈を含む。）に従って当該一方の締約国において租税を課することができる。この7の規定は、当該収益を取得する当該個人が、当該収益が取得される年に先立つ十年の間のいずれかの時点又はその全ての期間において当該一方の締約国の居住者であり、かつ、当該個人が当該他方の締約国の居住者になった時において当該法人に係る株式の所有に関する前記の要件を満たす場合に限り、当該一方の締約国の法令の下において当該株式の所有及び当該個人の移住に関連して認定される租税の額のうちいまだ納付されていない部分を限度として、適用する。

第十四条 給与所得

- 1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他

方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他の支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第七条及び第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条及び第十四条の規定にかかわらず、当該個人的活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十七条 退職年金及び保険年金

- 1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬（社会保障制度に基づく給付を含む。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該退職年金その他これに類する報酬が他方の締約国内において生ずる場合において、当該一方の締約国において適正に租税が課されないときは、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の居住者が受益者である保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該保険年金が他方の締約国内において生ずる場合において、当該一方の締約国において適正に租税が課されないときは、当該保険年金に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。この条において、「保険年金」とは、金銭又はその等価物による適正かつ十分な給付の対価としての支払を行う義務に従い、終身にわたり又は特定の若しくは確定することができる期間中、所定の時期において定期的に所定の金額が支払われるものをいう。
- 3 退職年金その他これに類する報酬又は保険年金を受領する権利に代わる一時金であつて、一方の締約国の居住者である個人に支払われるものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該一時金が他方の締約国内において生ずる場合には、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第十八条 政府職員

- 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (i) 当該他方の締約国の国民
 - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

- 2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われる給付に限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 その他の所得

- 1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないもの（以下この条において「その他の所得」という。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定は、一方の締約国の居住者であるその他の所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該その他の所得の支払の基となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得に

については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

- 3 1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、その他の所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該その他の所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。
- 4 一方の締約国の居住者が権利又は財産に関して他方の締約国内において生じたその他の所得の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産に関して当該一方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けなかったとすれば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産に関して当該他方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けることはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該その他の所得の受益者とはされない。
 - (a) 当該他方の締約国内において生ずるその他の所得に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。
 - (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

第二十一条 特典の制限

- 1 一方の締約国の居住者であって他方の締約国内から第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 2 一方の締約国の居住者が次の(a)から(e)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適格者とする。
 - (a) 個人
 - (b) 一方の締約国の政府、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、オランダ中央銀行又は一方の締約国の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が直接若しくは間接に所有する者

- (c) 法人であって、その主たる種類の株式が、公認の有価証券市場に上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるもの（当該株式が8(c)(iii)又は(iv)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録されるものである場合には、当該法人の事業の管理及び支配の主たる場所が、当該法人が居住者とされる締約国内にあるときに限る。）
 - (d) 次の(i)又は(ii)に規定する者のいずれかに該当する者
 - (i) 第四条1(b)又は(c)に規定する者（同条1(b)に規定する者にあつては、次の(aa)又は(bb)に規定する者のいずれかに該当する者に限る。）
 - (aa) 当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人である年金基金
 - (bb) その基金の七十五パーセントを超えるものが、適格者であるいずれかの締約国の居住者が拠出した基金である年金基金
 - (ii) 銀行、保険会社又は証券会社（その者が居住者とされる締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。）
 - (e) 個人以外の者（(a)から(d)までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が、議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有する場合に限る。）
- 3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得に関し、七以下の同等受益者が当該法人の議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。
- 4 2(e)又は3の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2(e)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。
 - (b) その他の全ての場合については、一方の締約国の居住者は、その所得が取得される課税年度の総日数の半数以上の日において2(e)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該課税年度について当該要件を満たすものとする。
- 5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他

方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

- (i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。
 - (ii) 当該所得が当該事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。
 - (iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。
- (b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者の関連企業であって他方の締約国内において事業を行うものから当該他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関連企業が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。
- (c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式）を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、全ての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。
- 6 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件

を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

- (i) 当該居住者が多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること。
 - (ii) 当該所得が(b)(ii)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。
 - (iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。
- (b) 一方の締約国の居住者は、次の(i)から(vi)までに掲げる要件を満たす場合に限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされる。
- (i) 当該居住者が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。
 - (ii) 当該多国籍企業集団が、五以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において事業を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの五の国内において当該多国籍企業集団が行う事業が、それぞれ当該多国籍企業集団の総所得の五パーセント以上を生み出す場合に限る。
 - (iii) 当該一方の締約国以外のそれぞれの国内において当該多国籍企業集団が行う事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。
 - (iv) 当該居住者の総所得のうち、他方の締約国内から当該居住者が取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。
 - (v) (i)に規定する機能を果たすために、当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。
 - (vi) 当該居住者が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であって5に規定する者が従うものと同様のものに従うこと。
- (c) (b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得を取得する課税年度の直前の三課税年度について(b)(ii)から(iv)までに規定するそれぞれの総所得の平均がこれらの規定に規定する総所得に関する要件のそれぞれを満たしている場合には、当該所得を取得する課税年度について当該要件を満たすものとみなす。

7 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3、5及び6の規定に基づき第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当

該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従って、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

8 この条の規定の適用上、

- (a) 「主たる種類の株式」とは、合計して法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。
- (b) 「株式」には、株式の預託証券又は株式の信託受益証券を含む。
- (c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。
 - (i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場
 - (ii) オランダの金融監督に関する法律第五条の二十六1（又は同法を承継する法律の関連規定）に規定する許可に基づき金融市場庁（又は同庁を承継する当局）による規制に従ってオランダにおいて設立された有価証券市場
 - (iii) アイルランド証券取引所、ロンドン証券取引所、スイス証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、香港証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリード証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場
 - (iv) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場
- (d) 「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)に規定するいずれかの者をいう。
 - (i) この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約（以下この条において「租税条約」という。）を有している国の居住者であって、次の(aa)から(cc)までに掲げる要件を満たすもの
 - (aa) 租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること。
 - (bb) 当該居住者が、租税条約における特典の制限に関する規定に基づき適格者に該当すること又は租税条約に当該規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するで

あろうとみられること。

(cc) 第十条 3、第十一条 3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること。

(ii) 2 (a) から (d) までに掲げる適格者

(e) 「関連企業」とは、第九条 1 (a) 又は (b) に規定する関係を有する企業をいう。

(f) 「総所得」とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいう。

(注) 次の BEPS 防止措置実施条約第十条 1 から 3 までの規定は、条約について適用される。

第十条 当事国以外の国又は地域の内存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則

- 1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、
 - (b) 当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、
両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この 1 の規定が適用される所得に対しては、条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。
- 2 1 の規定は、1 に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動に関連し、又は付随して取得される場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

- 3 一方の締約国の居住者が取得する所得について1の規定に基づいて条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が1及び2に規定する要件を満たさなかった理由を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第七条1の規定は、条約について適用される。

第七条 条約の濫用の防止

- 1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十二條 二重課税の除去

- 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってオランダにおいて租税を課される所得をオランダ内から取得する場合には、当該所得について納付されるオランダの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。
- 2 オランダ内から取得される所得が、配当であって、オランダの居住者である法人により当該法人の議決権のある株式又は発行済株式の十パーセント以上を当該配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われるものである場合には、当該配当は、日本国の租税の課税標準から除外される。その除外は、日本国の租税の課税標準から配当を除外することに関する日本国

の法令の規定（株式の所有に関する要件に係る規定を除く。）に従うことを条件とする。

- 3 オランダは、その居住者に対して租税を課する場合には、当該租税の課税標準に、この条約の規定に従い日本国において租税を課される所得又は日本国においてのみ租税を課される所得を含めることができる。
- 4 もっとも、オランダの居住者が、第六条 1、3 及び 4、第七条 1、第十条 7、第十一条 5、第十二条 3、第十三条 1 から 4 まで、第十四条 1 及び 3、第十七条 1 及び 2、第十八条 1 (a) 及び 2 (a) 並びに第二十条 2 の規定に従い日本国において租税を課される所得又は日本国においてのみ租税を課される所得であって、3 に規定する課税標準に含まれるものを取得する場合には、オランダは、オランダの租税を軽減することによりこれらの所得に対する租税を免除する。この軽減は、二重課税の回避に関するオランダの法令の規定に従って算定される。この場合において、これらの所得は、当該法令の規定の下においてオランダの租税を免除される所得の額に含まれるものとみなす。

(注) 次の B E P S 防止措置実施条約第五条 2 の規定は、条約について適用される。

第五条 二重課税の除去のための方法の適用

- 2 条約第二十条 4 の規定は、日本国においてオランダの居住者が取得する所得について租税を免除し、又は当該所得に対して課することができる租税の率を制限する条約の規定を適用する場合には、適用しない。日本国において当該所得に対して課することができる租税の率を制限する条約の規定を適用する場合には、オランダは、日本国において納付される租税の額を当該居住者の所得に対して課される租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得に対する租税の額のうち日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。

- 5 オランダは、さらに、第十条 2 及び 10、第十一条 2、第十三条 7、第十五条、第十六条 1 及び 2 並びに第十七条 3 の規定に従い日本国において租税を課される所得について算定されるオランダの租税からの控除を認める（これらの所得が 3 に規定する課税標準に含まれる場合に限る。）。この控除の額は、これらの所得について日本国において納付した租税の額と同一の額とする。ただし、当該控除の額は、二重課税の回避に関するオランダの法令の定めるところにより、3 に規定する課税標準に含まれ

るこれらの所得が当該法令の規定に基づきオランダが軽減を与える唯一の所得であるとしたならば認められる控除の額を超えないものとする。

この5の規定は、当該法令の規定により現在又は将来認められる租税の軽減を制限しない。ただし、これらの所得について日本国において納付した租税を翌年以後に繰り越すこと及び二以上の国から取得する所得を合計することについてオランダの租税の控除の額を算定する場合に限る。

- 6 4の規定にかかわらず、オランダは、第七条1、第十条7、第十一条5、第十二条3及び第二十条2の規定に従い日本国において租税を課される所得について、二重課税の回避に関するオランダの法令の規定に基づいてオランダの租税からオランダ以外の国においてこれらの所得に対して課される租税を控除することを認める場合には、これらの所得について日本国において納付した租税をオランダの租税から控除することを認める（これらの所得が3に規定する課税標準に含まれる場合に限る。）。この控除の算定に当たっては、5の規定を適用する。
- 7 1から6までの規定の適用上、一方の締約国の居住者が受益者である所得であってこの条約の規定に従って他方の締約国において租税を課されるもの又は他方の締約国においてのみ租税を課されるものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとみなす。

第二十三条 無差別待遇

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 第九条1、第十一条7、第十二条4又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課

税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

- 4 一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。
- 5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又は当該締約国の地方政府若しくは地方公共団体のために課される全ての種類の租税に適用する。

第二十四条 相互協議手続

- 1 ~~一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して、又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十六条1の第一文の規定は、条約第二十四条1の第一文の規定に代わる。

第十六条 相互協議手続

一方又は双方の締約国の措置により条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。

当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

- 2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。特に、両締約国の権限のある当局は、次の事項について合意することができる。
- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設への所得、所得控除、税額控除その他の租税の減免の帰属
 - (b) 二以上の者の間における所得、所得控除、税額控除その他の租税の減免の配分
 - (c) この条約の適用に関する相違（次の(i)から(iv)までに掲げる事項に関する相違を含む。）の解消
 - (i) 特定の所得の分類
 - (ii) 者の分類
 - (iii) 特定の所得に対する源泉に関する規則の適用
 - (iv) この条約において用いられる用語の意義
 - (d) 事前価格取決め
- 両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること（両締約国の権限のある当局及びその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む。）ができる。
- 5 (a) 一方の又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、
- (b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するために合意に達することができない場合において、
- 当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

第二十五条 情報の交換

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若

しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

- 2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。
- 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
 - (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
 - (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
 - (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。
- 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。
- 5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条 租税の徴収の共助

- 1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を

徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

- 2 1の規定は、いかなる場合にも、1に規定する租税を徴収するよう努めるいずれの締約国に対しても、当該締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し、又は公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 適用地域

- 1 この条約は、オランダ王国のうちヨーロッパに位置しない部分につき、そのまま又は必要な修正を加えて適用を拡大することができる。その適用の拡大は、外交上の経路を通ずる公文の交換によって約定される日から、約定される修正及び条件（終了に関する条件を含む。）に従って効力を生ずる。
- 2 別段の合意をしない限り、この条約の終了は、この条の規定に基づいてこの条約の適用が拡大されたオランダ王国の部分に対するこの条約の適用を終了させることにはならない。

第二十九条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条 効力発生

- 1 この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、次のものについて適用する。
 - (a) 日本国については、

- (i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
 - (iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
- (b) オランダについては、
- (i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の所得
 - (iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の租税
- 3 千九百七十年三月三日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約及び議定書（千九百九十二年三月四日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書による改正を含む。）（以下この条において「旧条約」という。）は、2の規定に従ってこの条約が適用される租税につき、この条約の適用の日以後、適用しない。
- 4 3の規定にかかわらず、旧条約により特典を受ける権利がこの条約により特典を受ける権利より一層有利な者については、その者の選択により、旧条約の適用を選択しなかったとしたならば2の規定によりこの条約が適用されたであろう日から十二箇月の間、旧条約を全体として引き続き適用する。
- 5 旧条約は、1から4までの規定に従って適用される最後の日に終了する。

第三十一条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき効力を失う。

- (a) 日本国については、

- (i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
 - (iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
- (b) オランダについては、
- (i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の所得
 - (iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十年八月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
武正公一

オランダ王国のために
フィリップ・ドゥ・ヘーア

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約（以下「条約」という。）を本日署名するに当たり、日本国及びオランダ王国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- 1 条約第三条 1 (m) (iii)の規定に関し、年金基金は、日本国の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八条若しくは第十条の二又は同法附則第二十条第一項に規定する租税が課される場合においても、条約第三条 1 (m) (ii)に規定する活動に関して取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われることが了解される。
- 2 条約第六条及び第十三条の規定に関し、天然資源の探査及び開発に係る権利は、これらの権利が適用される海底（その下を含む。）の存在する締約国内に存在する不動産とされる。さらに、これらの権利には、当該探査若しくは開発の持分に係る権利又は当該探査若しくは開発によって生ずる資産から得られる利益に係る権利を含む。
- 3 条約第七条の規定に関し、調査、提供、据付け又は建設活動から得られる利得については、恒久的施設によって当該活動が実際に行われた結果得られる利得のみが当該恒久的施設に帰せられるものとすることが了解される。
- 4 条約第九条の規定に関し、同条 1 (a) 又は (b) に規定する関係を互いに有する企業間で、資産、役務又は権利に係る開発、生産又は取得に関する費用及び危険を分担し、並びにこれらの資産、役務又は権利におけるそれぞれの参加者の持分の性質及び範囲を決定するための取決めを締結するという事実のみによっては、同条 1 に規定する条件を満たすものとはされないことが了解される。
- 5 条約第十条及び第十三条の規定に関し、オランダは、法人の清算若しくは一部の閉鎖又は法人による自己の株式の取得に関連し受領する所得を、条約第十条に規定する配当として取り扱うものとし、条約第十三条に規定する譲渡収益として取り扱わない。
- 6 条約第十一条 3 の規定に関し、「中央銀行」及び「政府が所有する機関」とは、次のものをいう。
 - (a) 日本国については、
 - (i) 日本銀行
 - (ii) 株式会社日本政策金融公庫
 - (iii) 独立行政法人国際協力機構
 - (iv) 独立行政法人日本貿易保険
 - (v) 日本国政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国

の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

(b) オランダについては、

(i) オランダ中央銀行

(ii) オランダ開発金融会社

(iii) オランダ開発途上国投資銀行

(iv) オランダ政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

- 7 条約第十五条の規定に関し、オランダの居住者である法人の場合には、「法人の役員」には、「取締役(bestuurder)」及び「監査役(commissaris)」を含む。「取締役(bestuurder)」及び「監査役(commissaris)」とは、それぞれ法人の経営全般に従事する者及びこれらの者を監督する者をいう。
- 8 条約第十七条及び第十八条の規定に関し、退職年金その他これに類する報酬がこれらの規定のいずれの規定の対象となるか及びどの程度これらの規定の対象となるかについては、当該退職年金その他これに類する報酬の受給資格を取得する期間に提供された役務の性質（民間又は政府に対する役務）によって決定されることが了解される。
- 9 条約のいかなる規定も、日本国が、匿名組合契約又はこれに類する契約に基づいて取得される所得及び収益に対して、日本国の法令に従って源泉課税することを妨げるものではない。
- 10 条約第二十一条 2 (c) の規定に関し、課税年度の開始の日の前日に終了する十二箇月の期間中に一又は二以上の公認の有価証券市場において取引された法人の主たる種類の株式の総数が当該十二箇月の期間中の当該主たる種類の株式に係る発行済株式の総数の平均の六パーセント以上である場合には、当該主たる種類の株式は、当該課税年度において一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものとされる。
- 11 条約第二十一条 2 (c) の規定に関し、法人の「事業の管理及び支配の主たる場所」は、役員及び上級管理者が当該法人（当該法人が直接又は間接に所有する子会社を含む。）の戦略上、財務上及び運営上の経営判断を行うための日々の職務を当該一方の締約国において他のいずれの国より多く遂行し、かつ、当該役員及び上級管理者を補佐する職員がこれらの経営判断の準備及び決定のために必要な日々の活動を当該一方の締約国において他のいずれの国より多く行う場合に限り、当該法人が居住者とされる締約国内に存在するものとされる。
- 12 条約第二十四条 5 の規定に関し、
- (a) 両締約国の権限のある当局は、同条 5 の規定に従って申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者

が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。

- (b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。
 - (i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。
 - (ii) それぞれの締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。
 - (iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員であってはならず、同条1の規定に従って申し立てられた事案にこれまで関与した者であってはならない。
 - (iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びその職員が、それぞれの締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十五条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。
 - (v) それぞれの締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。
- (c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びその職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。
- (d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。
 - (i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
 - (ii) 仲裁決定は、条約第二十四条5の規定、この12の規定又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに違反すること（仲裁決定に影響を及ぼしたのものとして相当と認められるものに限る。）により、当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によって無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。
- (e) 仲裁の要請が行われた後で、かつ、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達する前に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項を解決した場合には、当該事案は同条2の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は行われぬ。

(f) 同条5の規定及びこの12の規定は、千九百七十年三月三日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約（千九百九十二年三月四日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書による改正を含む。）（以下「旧条約」という。）第二十六条1の規定に基づき申し立てられた事案（両締約国の権限のある当局が特別な理由に基づき条約第二十四条5の規定及びこの12の規定を準用しない事案として合意するものを除く。）について準用する。ただし、一方の締約国の権限のある当局が、他方の締約国の権限のある当局に対し、この条約の効力発生前に旧条約第二十六条1の規定に基づき申し立てられた事案に関する協議の申立てをした場合には、この(f)の規定の適用上、条約第二十四条5(b)中「当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日」とあるのは、「この条約の効力発生の日」と読み替えるものとする。

- 13 条約第二十五条3及び5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十年八月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
武正公一

オランダ王国のために
フィリップ・ドゥ・ヘーア